

# 地域に活かそう！あなたの思い

下田市では、市民・企業・団体・行政などが一体となって取り組む協働型まちづくりの推進を目指して、地域のために何かしたい「自分の持っている知識や技能を地域のために活かしたい」という思いと、「活動や事業の活性化のためにもう少し支援が欲しい」というまちづくり活動からの

個人だとなかなか機会がなくて...  
 せっかくだと持っている自分の技術を活かしたい！  
 何かしたいけど、どうしたらよいかわからない...  
 もっとまちづくりに参加する人を広げたい！  
 こんな技術をもった人がいてくれれば助かる！  
 もう少し手伝ってくれる人がいると！

## 《事業の流れ》



## こんなサポーターを募集します！

特別な経験や資格、技能は問いません。  
 (もちろんある人は大歓迎！)  
 「私にできること」の範囲でのご参加をお待ちしています。  
 【例えば】 字を書く、竹や木を切る、草取り、会場案内、駐車場整理、パソコンが得意



託児、司会、ちらしの作成、大工仕事、ペンキ塗り など

## 《登録ができる人》

個人登録 市内に在住、在勤、在学する18歳以上の方  
 団体登録 市内に事務所をおく企業または団体

## 《登録の方法》

登録用紙に、必要事項をご記入のうえ、企画財政課まで提出してください。  
 登録用紙は市民課窓口にて備え付けのほかホームページからもダウンロードできます。

## 《参加の報酬》

参加はボランティア活動となりますので、原則として無報酬となります。また、活動中の方が一事故については、市でボランティア保険に加入します。

## 《要請団体・事業》

市役所、教育委員会、観光協会、商工会議所、振興公社、特定非営利活動法人等が、公共的・公益的な目的で行う事業が対象です。  
 個人からの要請は受付ません。

## 《登録後の案内》

1：登録いただいた皆様には、要請団体からの依頼に基づいて、サポーター募集の情報をお送りします。  
 2：サポーターの皆様は、その情報によりご自分が参加できるかどうかを判断していただき、直接要請団体と連絡をとって相談していただきます。  
 3：要請団体との相談で参加が決まりましたら、あとは当日の参加を待つだけです。  
 登録時のお願  
 市からの情報提供は、できる限りFAX、メールを使用したいと思えます。ご協力をお願いします。

サポータークラブの実際の活動は、10月頃からの予定です。  
 申込・問合せ先  
 企画財政課企画調整業務担当  
 kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp  
 ☎22212

# 犬・猫の飼い主の皆さん あなたの飼い方は大丈夫？

9月20日～9月26日は動物愛護週間  
 動物愛護週間は、皆さんに、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうことを目的に設けられています。



家族の一員として、ペットを飼う家庭が増えています。ペットは、生活に安らぎを与えてくれる存在です。しかし一方で、犬や猫の飼い方や散歩の仕方など飼い主のマナーについての苦情も多く寄せられています。人と犬や猫が楽しく暮らすために、マナーをきちんと守りましょう。

## フンの始末は責任を持って

散歩など外出時のフンは必ず持ち帰りましょう。オシッコは水で流すなどの配慮をしましょう。犬や猫のフンやオシッコにより、不快な思いをしたり、迷惑を受けている人がたくさんいます。犬も猫も、しつけをすれば、家や敷地内の慣れた場所で済ますようになります。



## 放し飼いをしないで

犬の放し飼いは禁止されています。他人にけがをさせた場合、交通事故と同じように補償しなければなりません。散歩のときは、犬を制御することのできる人が行い、リードを短く持ち、すれ違う人の迷惑にならないことをこころがけて、安心して歩けるまちにしましょう。



猫は、外が眺められる窓辺、上下運動ができる場所など環境を整えば室内で飼うことができます。室内飼いによって、病気になるリスクも防げることが出来ます。また、よその家の庭を汚すなど近所とのトラブルも避けられます。

## 終生愛情をもって飼いましょう



飼い主にはあまり気にならない犬の鳴き声でも、無駄吠えは近所迷惑です。吠える原因を取り除き、根気よくしつけましょう。

## 犬に無駄吠えをさせないしつけ

## 登録と狂犬病予防注射を忘れず



犬の登録は生涯一度。子犬の場合は、生後90日を過ぎた日から30日以内に登録と狂犬病予防接種を受けてください。犬が死亡したときのほか、犬の所有者や所在地が変わったときにも届を出してください。また、生後90日を過ぎた犬は、年に1回、狂犬病予防接種を受けなければなりません。毎年4月中旬に市内各地域で予防接種を行いますので、必ず受けさせてください。

問合せ先 環境対策課  
 ☎22213